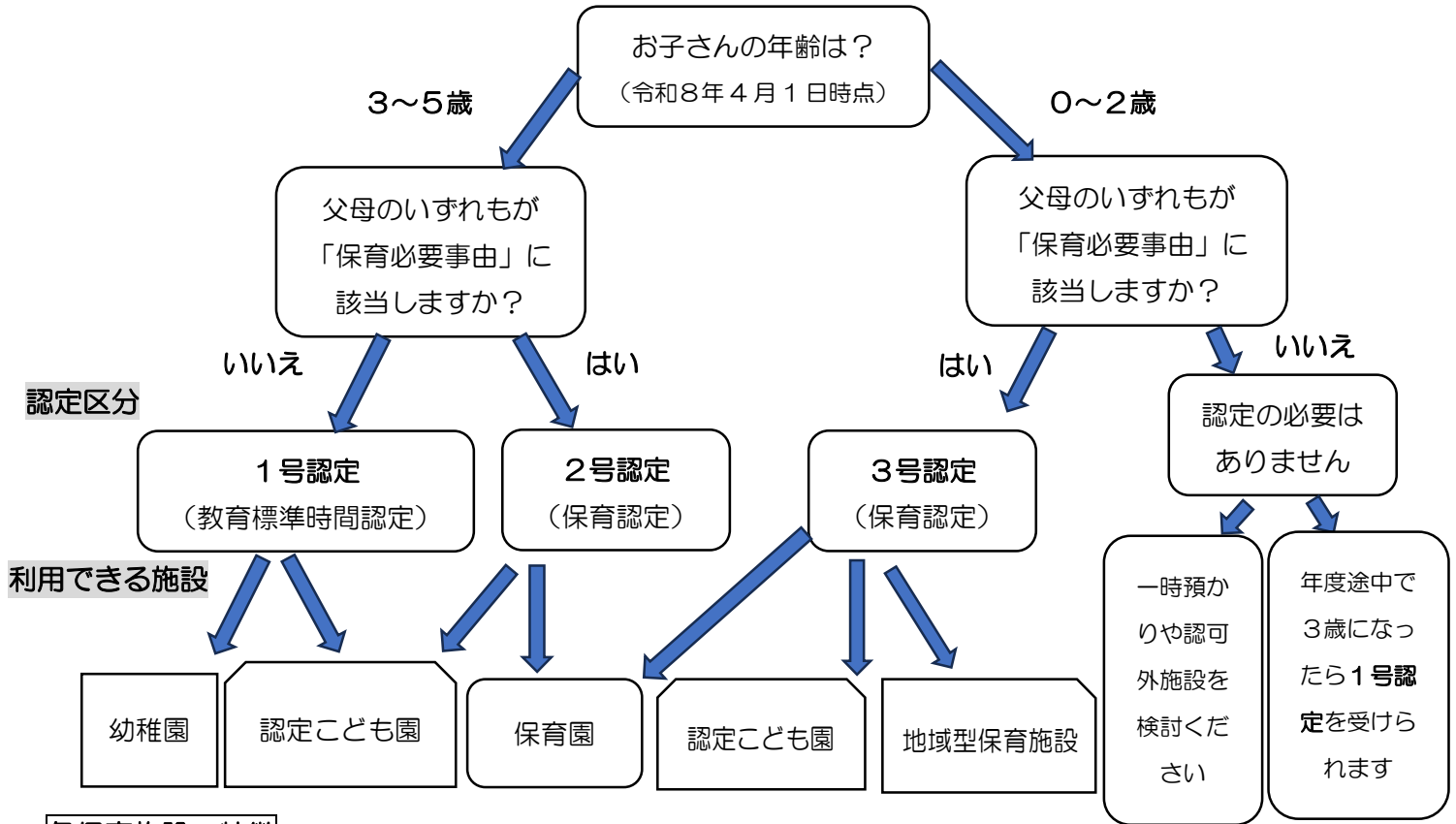


令和8年度 教育・保育施設の入園について

子ども・子育て支援新制度では、認可保育施設などの利用者に対して、利用のための認定「教育・保育給付認定」を行います。児童の年齢、保護者の保育の必要性の有無により、1号認定、2号認定、3号認定の3通りの認定区分があります。

＜あなたの認定区分は？利用できる施設は？＞



各保育施設の特徴

＜幼稚園・認定こども園（1号）＞

- ▶対象：3～5歳
- ▶特徴：
 - ・就学前に教育の基礎を作る
 - ・保護者の就労状況にかかわらず利用できる

＜認可外保育施設＞

- ▶対象：施設により異なる
- ▶特徴：
 - ・児童福祉法に基づき市へ届出をし、子どもの安全のための基準を守っている
 - ・夜間や休日に利用できる施設がある
 - ・利用料金は施設ごとに設定されている

＜保育園・認定こども園（2・3号）＞

- ▶対象：0～5歳
- ▶特徴：
 - ・保護者が仕事などをしていて、日中子どもを保育できない場合、代わりに保育する
 - ・保育料の無償化が始まるのは3歳児クラスからとなる

＜保育必要事由＞

- ①就労（フルタイム、パート、夜間、居宅労働など月64時間以上）
- ②就学（大学・職業訓練など）
- ③介護・看護
- ④妊娠・出産
- ⑤保護者の疾病・負傷・障がい
- ⑥災害復旧
- ⑦求職活動など

＜地域型保育事業（3号）＞

- ▶対象：0～2歳
 - ▶特徴：
 - ① 小規模保育
 - ・少人数（6～19人）の保育をする
 - ② 事業所内保育
 - ・会社などが設置しており、従業員以外の子も利用できる
- ※北区・南区・西蒲区には、地域型保育事業はありません

次のページからは、それぞれの認定区分ごとに
入園申請について詳しくお伝えします！



新潟市子育て応援キャラクター
ほのわちゃん

（令和8年3月発行）

令和8年度版 2号認定・3号認定（保育認定）

<令和9年度 4月入園について（令和8年度 4月入園実績より）>

9月中旬頃、新潟市ホームページや市報にいがたで新年度入園手続きについてお知らせがあります。
申請書の配布や申請期間など、4月入園の流れとスケジュールを確認します。

1次募集の申請の流れ（令和8年度 4月入園実績より）

※必ず令和9年 4月入園のてびきを確認ください。

①申請区分を確認する

新規申請
または
市外からの転入予定者

転園申請
または
区分変更（1号→2号）

②「4月入園のてびき」と
申請書類を入手する

希望する施設
または
新潟市ホームページ

在籍施設

③書類を揃えたら
電子申請もしくは
提出用封筒に
まとめて提出する

電子申請 or 第1希望の施設へ

電子申請 or 在籍施設へ

・転入前で施設へ直接提出が難しい場合は、郵送での申請も可能です。

（簡易書留など追跡可能な郵便のみ）

・育休復帰による就労で入園申込の場合、お手元に申請書控えをお持ちいただくことを推奨します。

結果通知が郵送で届く

2次募集のスケジュール、各施設の空き枠、申請方法は
順次新潟市ホームページに公開されます。

申請の取り下げや内定を辞退する場合、別途手続きが必要になります。

<保育実施の時間について>

保育必要事由の内容に応じて、保育必要量の認定が異なります。詳細はてびきを参照ください。

▶**標準時間**：施設の開園時刻から11時間の時間帯
例）7時開園の場合、18時まで

▶**短時間**：施設ごとに設定する8時間の時間帯
例）8時30分から16時30分

※各区分の利用できる時間を超える利用は延長保育料が発生します。

<配慮が必要となる児童について>

障がい児保育の希望や医療的配慮が必要な場合は、申請前に各区役所健康福祉課指導保育士に相談をお願いします。

<お子様の入園にあたり、少しずつ保育時間を

伸ばす預け方をご希望の保護者様へ>

▶ご希望される場合、入園当初などは午前中のみなど、短い時間から登園を始めることもできます。園に、ご家庭の事情やご希望を相談ください。なお、希望していないのに園から提案があった場合、強制ではありません。

▶入園が決定した施設で、園に慣れるために入園月より前に決定施設を利用したい場合は、一時預かり利用を検討してください。（別途料金がかかります）

地域担当保健師、支援センター経由での相談も可能です。ご活用ください。

<令和8年度 年度途中入園について>

まずは「令和8年度 年度途中入園のてびき」をよく読みます。下記の二次元コードをご活用ください。

令和8年度途中入園申請の流れ

①申請区分を確認する

① 新規申請・転園申請
市外からの転入予定者
区分変更（1号→2号）

②空き状況の確認と
申請書類を入手する

区役所の窓口
または
新潟市ホームページ

③原則電子申請により
申し込む。

※電子申請が困難な場合は
書類を揃え区へ提出する
※育休復帰による就労で入
園申込の場合、お手元に
申請書控えをお持ちいた
だくことを推奨します。

電子申請
または
第1希望の施設が所在
する区の区役所窓口へ

結果通知が郵送で届く

入園決定後のやることリスト

【共通】

- 施設に連絡をし、入園説明会の日程を決める
 - 決定通知に同封される書類と、利用調整申請で提出可能とした書類を、てびきに記載されている締め切りまでに施設に提出する
 - 入園説明会に参加したら、「入園後のてびき（※）」をよく読む
- ※施設や区役所で配布しているほか、新潟市ホームページにも掲載
(右の二次元コード参照)



【転園成功の場合】

- 転園届を在籍施設に提出する
- ※転園が内定した場合は、在籍施設に戻ることはできません。



<令和8年度 年度途中入園のてびき>

各区役所健康福祉課窓口で配布しています。
ホームページからもダウンロードできます。

▶年度途中入園案内ページ
(右の二次元コード参照)



<空き状況の確認>

入園希望月の申請開始日に更新されます。
ホームページから確認できます。

▶空き状況の確認ページ
(右の二次元コード参照)



<施設見学について>

希望される方は、各施設にご相談ください。
利用調整（選考）には影響いたしません。

<電子申請>

スマートフォンやパソコンから申請できます。
(はじめに利用登録が必要です)

▶電子申請フォーム
(右の二次元コード参照)



<窓口申請>

ホームページ（年度途中入園案内ページ）から
申請書等の必要書類をダウンロードできます。
(各区役所健康福祉課窓口でも配布)

<令和9年1月～3月に入園・転園した児童について>

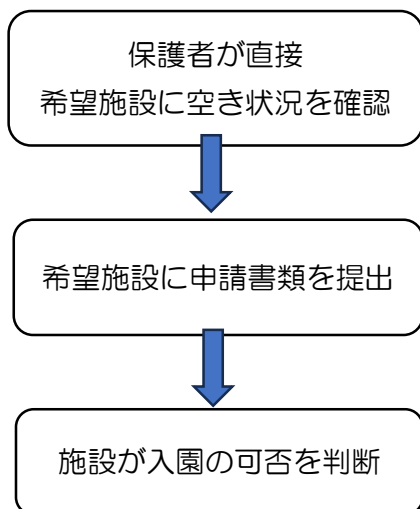
- ▶令和9年1月以降に入園・転園した際は、令和9年3月末までの在籍しか保障されません。翌年度4月以降も保育施設を利用したい場合は、前もって、必ず令和9年度4月入園の申請が必要です。
- ▶利用調整の結果によっては、令和9年1～3月に在籍する施設と令和9年4月から在籍する施設が異なる場合があります。



令和8年度版 1号認定（教育標準時間認定）

＜令和9年度4月入園・令和8年度途中入園について＞

新年度入園手続きについては、9月中旬頃、新潟市ホームページや市報にいがたでお知らせがあります。



申請前の確認リスト

【共通】

- ☐ 「入園のてびき（1号・教育認定）」をよく読む
- ☐ 預けられる教育時間や、長期休暇期間中の利用について確認する
- ☐ 入園を希望する施設の「申請書類」「締め切り」「選考方法（併願の可否含む）」について、各施設に問い合わせる
- ☐ 複数の施設の内定や2号認定が決定した場合、実際に入園する施設以外は取り下げる



＜預かり保育・利用料の給付（無償化）について＞

▶入園後預かり保育を利用する方で、父母ともに保育必要事由に該当する場合は、「施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）」を受けることで、預かり保育の利用料が給付の対象となります。事前に別途申請が必要になりますので、対象にあてはまる場合は、入園が決まった施設へ事前にご相談ください。

▶対象：父母ともに「保育必要事由」に該当する3歳児クラス以上の児童→新2号認定

父母ともに「保育必要事由」に該当する満3歳の児童で住民税非課税世帯→新3号認定

＜保育必要事由＞

- ①就労（フルタイム、パート、夜間、居宅労働など月64時間以上）
- ②就学（大学・職業訓練など） ③介護・看護 ④妊娠・出産 ⑤保護者の疾病・負傷・障がい
- ⑥災害復旧 ⑦求職活動など

保育コンシェルジュをご存じですか？

就園前のお子さまの預け先に関する保護者の相談に応じ、入園や保育サービス等について情報提供を行う専門の相談員です。各区健康福祉課に配置されています。保育コンシェルジュ相談を希望の方は、下記二次元コードより予約ください。

○相談日時：月～金曜日（土日祝日を除く）9時～16時

○相談方法：窓口での対面相談または電話相談

○相談予約：右記保育コンシェルジュホームページに掲載されている

各区保育コンシェルジュ相談予約フォームより予約ください

○その他：

- ・予約フォームより、予約の空き枠が確認できます。

保育コンシェルジュが不在の日時がありますので、ご確認ください。

- ・相談時間や相談場所等、詳細については予約フォームにてご確認ください。

保育コンシェルジュ

ホームページは

下記二次元コード参照

